

型わく支保工 事前チェックリスト

届出の際には「確認」欄に☑が記入されたものを労働基準監督署に持参してください

安衛則、則：労働安全衛生規則

審 査 項 目		確認
添付書類及びその内容等	打設構造物の概要図面	
	支保工の書面〔構造、材質、主要寸法がわかるもの〕〔材質は則 238 条、構造は則 239 条に適合〕	
	設置期間がわかる書面〔設置期間： 年 月 日～ 年 月 日〕	
	支保工の組立図、配置図〔各部材の配置、接合方法、寸法が示されていること〕	則 240 条
	強度計算書〔強度計算上最も不利と思われる部分〕 ・設計荷重は支保工が支持する重量に 150kg/m ² 以上の荷重を加えたものとする ・支柱、はり、はりの支持物の許容応力の値が則 241 条の値を超えないこと ・組み合わされた構造の支柱等は、メーカー指定の最大使用荷重を超えないこと ・支保工の上端に設計荷重×5/100（鋼管枠の場合は 2.5/100）に相当する水平荷重が作用しても安全な構造であること	則 240 条 3 項 則 241 条 則 240 条 3 項 則 240 条 3 項
	計画の作成参画者の資格がわかる書面	則別表 9
型枠支保工の組立て等作業主任者が選任されることを示す書面		
構造に関する共通事項	支柱の沈下防止措置〔敷角、コンクリート打設、くい等の打込み等〕	則242条1号
	脚部の滑動防止措置〔脚部の固定、根がらみの取り付け等〕	同条 2 号
	支柱の継手方法〔突合わせ継手、差込継手とすること〕	同条 3 号
	鋼材と鋼材の接合及び交差部の緊結方法〔ボルト、クランプ等の金具とすること〕	同条 4 号
	曲面（アーチ状、ドーム状の屋根等）型枠の浮き上がり防止措置〔控えの取付け等〕	同条 5 号
	水平材としてのH型鋼を使用する際の変形防止措置〔補強材の取付け〕 〔集中荷重によりH型鋼の断面が変形するおそれがある場合に限る〕	同条5号の2
鋼管（パイプサポート）を除く	水平つなぎの取付け〔高さ2m以内ごとに2方向に設け、かつ、変位を防止すること〕	同条 6 号イ
	支柱上端にはり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	同条 6 号ロ
	設計荷重×5/100の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則240条3項4号
パイプサポート	パイプサポートの継ぎ数〔 本 〕〔3本以上継がないこと〕	則242条7号イ
	パイプサポートの継ぎ方法〔4以上のボルト又は専用の金具を用いること〕	同条 7 号ロ
	高さが3.5mを超える場合、高さ2m以内毎に水平つなぎを2方向に設け、かつ水平つなぎの変位防止措置	同条 7 号ハ
	設計荷重×5/100の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則240条3項4号
鋼管わく	交差筋かいの取付け〔鋼管枠と鋼管枠との間に取付けること〕	則242条8号イ
	水平つなぎの取付け〔最上層及び5層以内ごとの周囲、枠面、交差筋交方向に5枠以内ごとの箇所設け、かつ、変位を防止すること〕	同条 8 号ロ
	布枠の取付け〔最上層及び5層以内ごとの枠面両端及び5枠以内ごとの箇所に設けること〕	同条 8 号ハ
	鋼管枠上端にはり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	同条 8 号ニ
	上記の措置のいずれかが欠けている場合、設計荷重の 2.5/100 の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則240条3項3号
組立鋼柱	鋼柱上端にはり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	則242条9号イ
	水平つなぎの取付け〔高さ4m以内ごとに2方向に設け、かつ、変位を防止すること〕	同条 9 号ロ
	設計荷重×5/100の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則240条3項4号

鋼 H 型	支柱上端にはり、大引きを載せる場合の措置〔鋼製の端板を取付け、はり、大引きと固定〕	則242条9号の2	
木材	高さ2m以内毎に水平つなぎを2方向に設け、かつ水平つなぎの変位防止措置	則242条10号イ	
	木材を継いで用いる場合は、2個以上の添え物の使用	同条10号ロ	
	梁、大引き上端に取付ける場合、添え物を用い、当該上端を、梁、大引に固定	同条10号ハ	
	設計荷重×5/100の水平荷重が作用しても安全な構造であること	則240条3項4号	
はりの もので 構成す るもの	はりの滑動、脱落防止措置〔両端を支持物に固定すること〕	則242条11号イ	
	はりの横倒れ防止措置〔はりとはりの間につなぎを設けること〕	同条11号ロ	
保工 段状の 型わく 支	敷板、敷角を2段以上はさまないこと〔やむを得ない場合を除く〕	則243条1号	
	敷板、敷角を継ぐ場合の措置〔緊結すること〕	同条2号	
	支柱の固定〔敷板、敷角に固定すること〕	同条3号	

提出書類等

- (1) 届出の提出期限 設備の設置工事着手日 30 日前までに提出
- (2) 届出書類（安衛則第 86 条等）
 - 様式第 20 号（建設物・機械等 設置・移転・変更届）
 - 参画者の経歴書、資格の写し
 - 設置箇所が書かれた書面
 - ・ 付近見取り図等
 - 種類、用途が書かれた書面
 - 構造、材料、主要寸法が書かれた書面
 - ・ 部材等明細書、必要に応じて製品カタログ、仮設工業会の認定番号リスト等
 - 組立図
 - ・ 立面図、平面図、断面図、詳細図等
 - ・ 型わく支保工の構造、寸法、材料
 - ・ アンカー等の固定方法、斜材の取付けによる水平荷重の支持方法
 - ・ 水平つなぎの設置とその変位防止措置
 - 配置図
 - ・ 型わく支保工の配置が分かるもの
 - 計算書
 - 有資格者一覧表
 - 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
 - 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面（図面等）
 - 緊急時の連絡体制
 - その他
 - ・ 工程表（支保工の組立・解体の時期を記載）や社内審査表